

様式第 1 号

公務災害認定請求書

* 認 定 番 号

地方公務員災害補償基金

熊本県 支部長 殿

〒862 — 8570)

請求者の住所 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

フリガナ 氏 名 クマモト タロウ 熊本 太郎

被災職員との続柄 本人

令和元 年 6 月 26 日

請求年月日

被災職員が請求書を所属長に提出する年月日です。災害発生後、速やかに所属長へ請求してください。

1

被災職員に関する事項

所属団体名 熊本県

フリガナ クマモト タロウ

氏 名 熊本 太郎

☒ 男 ☐ 女

所属部局名 〇〇部 〇〇課 〇〇班

昭和53 年 4 月 1 日生 41 歳

（電話番号 096-333-2052 ）

職 名 参事 ☒ 常 勤 ☒ 令第1条職員

共済組合員証・健康保険組合員証記号番号 地・熊本 第 99999999 号

災 害 発 生 の 日 時 令和元 年 6 月 4 日 午前 3 時 20 分頃 火 曜 日 午後

災 害 発 生 の 場 所 県庁本館〇階西側内階段

傷 病 名 右足関節外側靱帯損傷

傷病の部位及びその程度 右足 加療2ヶ月

屋外の場合は番地まで正確に記入してください。

診断書に記載された全ての傷病名（災害による）を正確に記入してください。

* 受 理 (到達した年月日)

所 属 部 局 年 月 日

任 命 権 者 年 月 日

基 金 支 部 年 月 日

* 認 定 年 月 日 ☐ 公務上 ☐ 公務外

* 通 知 年 月 日

〔注意事項〕

- 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入する、又は該当する箇所を○で囲むこと。
- 「1 被災職員に関する事項」の欄の「職名」は、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば自動車運転手、車掌、守衛、主事、技師、教諭、船員、用務員、作業員、巡査、消防士等と記入すること。
- 「2 災害発生の状況」又は「* 5 任命権者の意見」の欄の記入に当たって別紙用紙を用いるときは、当該欄には「別紙のとおり」と記入し、その別紙について所属部局の長の証明を受け、又は任命権者の意見の記入を求めること。
- 「* 3 所属部局の長の証明」の欄の証明が困難である場合の取扱いは、基金に相談すること。

災害発生状況	2	私は、〇〇課で〇〇を担当している職員ですが、令和元年6月4日(火)午後3時20分頃、〇〇の会議に出席するため、両手に資料を持って〇階の会議室へ向かっていました。	
		会議が既に始まっていたため、急いで階段を下りていたところ、最後の段のところで足を滑らせ、つま先から床についたところに体重が加わり右足首を捻って転倒しました。	
		足首がじんじんとしびれ力が入らなかったため、居合わせた〇〇主事に肩をかしてもらい、庁内の診療所へ行きました。	
		腫れがひどかったため、別の医療機関を受診するよう指示され、同僚職員の車で近くの〇〇病院へ行くと、「右足関節外側靱帯損傷」との診断を受けました。	
		災害発生の状況は、原則として被災職員が記入し、通常の職務内容から始め、被災した状況を分かりやすく、具体的に記入してください。その際、「どのようにしようとしたら、どのようになって、どのような体勢になって、どうなったか」という点にポイントを当てて記入してください。また、通常の動作と異なった点（滑った、バランスを崩した等）があったか、無かったかも記入してください。 ①誰が ②通常業務は ③何のために ④いつ ⑤どこで ⑥誰と ⑦何をしているとき ⑧どのようにしようとしたら ⑨どのようになって ⑩どのような体勢になって ⑪どうなったので ⑫どうしたか	
	* 3	1 及び 2 については、上記のとおりであることを証明します。	
長所の 所属 証明 局の		令和元年6月11日	
	所属部局の	名称 熊本県〇〇部〇〇課 所在地 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 長の職・氏名 〇〇課長 〇〇 〇〇	
4	添付する資料名	☒ 診断書 ☒ 現認書又は事実証明書 ☐ 交通事故証明書 ☐ 第三者加害報告書 ☐ 時間外勤務命令簿の写 ☒ 出勤簿の写 ☒ 見取図 ☐ 経路図 ☐ 関係規程 ☐ 定期健康診断記録簿の写 ☐ 既往歴報告書 ☐ X線写真 ☐ 写真 ☐ 示談書 ☐ その他	
	* 5	9 1 6 本件は公務上の災害と考える 令和元年6月13日 任命権者の職・氏名 熊本県知事 〇〇 〇〇	

証明日付は請求年月日以後です。

十分に事実を調査して証明してください。

〔注意事項〕5の9種類の区分番号及び6の16種類の区分番号を記入してください。

任命権者の意見日付は、所属長の証明年月日以後です。

- 5 「* 5 任命権者の意見」の欄の□は、下記の9種類の区分番号を記入すること。
- 1 義務教育学校職員 2 義務教育学校職員以外の教育職員 3 警察職員 4 消防職員
- 5 電気・ガス・水道事業職員 6 運輸事業職員 7 清掃事業職員 8 船員 9 その他の職員
- 6 「* 5 任命権者の意見」の欄の□□は、下記の16種類の区分番号を記入すること。
- 01 医師・歯科医師 02 看護師 03 保健師・助産師 04 その他の医療技術者 05 保育士・寄宿舍指導員等
- 06 船員 07 土木技師・農林水産技師・建築技師 08 調理員 09 運転士・車掌等 10 義務教育学校教員
- 11 義務教育学校以外の教員 12 その他の教育公務員 13 警察官 14 消防吏員 15 清掃職員 16 その他の職員
- 7 年月日の記載には元号を用いる。

※書類作成時における注意事項

- 鉛筆は使用せず、ペンで記入してください。
- 記入ミスは修正液を使用せず、二重線で消してください。

公務災害認定請求書 記載要領

項 目	記載上の注意事項
請求年月日	◇ 被災職員が認定請求書を所属に提出する日を記入する。
請求者の住所・氏名	◇ 郵便番号を必ず記入する。 ◇ 職員死亡の場合は、被災職員の遺族となる。 氏名には必ずふりがなを付記する。
所属団体名	◇ 被災職員が被災当時所属していた地方公共団体名を記入する。
所属部局名	◇ 被災職員が被災当時所属していた地方公共団体名の部局・課及び係の名称を全て記入する。
共済組合員証・ 健康保健組合員証記号番号	◇ 記号番号を正確に記入する。
氏名・生年月日及び年齢	◇ 被災職員の氏名及び生年月日を記入する。 ◇ 年齢は、被災時の年齢を記入する。
職名	◇ 被災職員の被災時の職名を記入する。
常勤・令第1条職員の区分	◇ 常勤、令第1条職員の区分は次のとおりとし、該当する□にレ印をつける。 ・常勤・・・常時勤務に服することを要する者 ・令第1条職員・・・常勤職員と同様の勤務形態で18日以上勤務した月が引き続き12月を超えるに至った者で、以後も引き続き当該勤務形態により勤務することを要することとされている者
災害発生の日時	◇ 負傷の原因となった事故が発生した日時を記入する。 ◇ 疾病の場合は、医師の診断によって傷病の発症が確定した日を記入する。
災害発生場所	◇ 負傷の原因となった事故が発生した場所(屋外の場合は地番まで正確に)を記入する。 ◇ 疾病等で場所が分からない場合には「不明」と記入する。
傷病名	◇ 診断書に記載された全ての傷病名(災害による)を記入する。
傷病の部位及びその程度	◇ 診断書に記載された部位を記入し、傷病の程度は療養等の見込み期間や実際に療養した期間を記入する。

災害発生状況	◇ 具体的に詳しく記載する。(別紙にて記載する場合には、当該別紙に所属部局の長の証明を受ける。) ◇ 負傷の場合は、①誰が ②通常業務は ③何のために ④いつ ⑤どこで ⑥誰と ⑦何をしているとき ⑧どのようにしようとしたら ⑨どのようになって ⑩どのような体勢になって ⑪どうなったので ⑫どうしたか 等のポイントをおさえて記載する。 ◇ 疾病の場合は、添付資料で身体的素因と勤務状況等を明らかにすることが必要となる。 ◇ その他、特殊なケースについては、次の点についても留意する。 ① 各職場の特有の作業内容、作業方法、職場環境等で文書での説明が難しいものについては、写真、状況図などを添付して災害発生状況を分かりやすく説明する。 ② 交代制など特殊な勤務形態の職務に従事している場合には、当日割り振られていた勤務時間等を記入し、その内容について添付書類で明らかにする。 ③ 医療機関での受診が、災害発生時から時間がかなり経過している場合には、その間、患部を増悪させる出来事の有無や自覚症状の推移なども記載する。 ④ 医療機関を受診した際、症状の内容、程度について医師の所見があったときは、それについても記載する。
所属部局の長の証明	◇ 上記までの記載について、所属部局の長(被災職員の監督者たる課長以上の職またはこれに相当する職にある者、事務長、学校長、警察署長、支所長等)が当該事実を調査し証明する。
添付する資料名	◇ 添付する資料名の□にレ印を記入する。 ◇ 掲載されている資料名はあくまでも一般的な例であるため、被災職員の公務遂行性を判断するに足る資料を補足のうえ添付することとする。
任命権者の意見	◇ 公務上・通勤上の災害であるかどうかの意見を記入する。 ◇ 公務遂行性が認められるか否かについては、必要書類を添付のうえ、任命権者による判断をお願いする。 【記入例】 ・本件は、自己の職務遂行中の負傷であり、公務上の災害であると考える。 ・本件は、地方公務員法第42条に基づくレクリエーション参加中の負傷であり、公務上の災害と考える。 ・本件は、通勤に内在する危険が現実化した負傷であり、通勤災害に該当するものと考える。 ・本件は、出張中の恣意的行為中の負傷であり、公務上の災害とは考えられない。 ・本件は、公務遂行性については認められるものの、公務に起因する疾病であるか否かの判断が困難なため、貴職において判断を願いたい。